

令和6年度 イチゴ苗生産技術安定対策事業 公募要領

1. 目的

イチゴ経営において甚大な被害を引き起こす場合がある萎黄病等、育苗資材が感染源となる重要病害の発生を抑制し、イチゴ苗生産の安定化を図るため、資材消毒効果が高い温湯消毒技術の導入を支援する。

2. 事業の内容

事業内容	予算額
イチゴ苗生産で用いられる資材等を温湯消毒するための資材または設備の導入に要する経費に対する補助	上限400千円

3. 補助率

予算の範囲内で補助対象経費の1/2以内を補助

4. 補助対象経費

補助金交付決定日以降に発生した温湯消毒技術導入に係る下記の経費を補助対象とする。

- ・ 温湯消毒機の購入費用
- ・ 温湯消毒機の自作に要する資材費
- ・ 温湯消毒機に電力を供給するための3相200V電源の引き込み費用
- ・ 温湯消毒機の設置場所(雨よけ設備等)の作成に係る資材費※

※設置場所(雨よけ設備等)の作成を行う場合には建築基準法等の法令を遵守すること

5. 事業実施主体

奈良県内に住所を有する3戸以上の生産者を含む団体で、以下の条件を満たすもの。

- ・ 代表者の定めがあること。
- ・ 組織の規約及び構成員の名簿が整備されていること。
- ・ 団体名義の口座において補助金の管理ができること。

6. 事業実施期間

事業実施期間は、補助金の交付決定のあった日から令和7年3月31日までとする。

7. 事業への応募

本事業への取り組みを希望する団体は、別に定める応募期間中に、奈良県食農部農業水産振興課長あてにイチゴ苗生産技術安定対策事業申請書(別紙様式1)及び取組構成員一覧(別紙様式1別添)を提出する。

8. 事業実施主体(補助対象事業者)の選定について

提出された事業申請書(別紙様式1)について審査を行い、事業実施主体を選定する。

審査は別に定める選定基準によるポイント制で行い、ポイントの合計点数が上位の事業申請者から順位を決定し、順位が高い事業申請者から順に予算の範囲内で事業実施主体として採択する。

なお、順位が高い事業申請者から採択を行った結果、次点の事業申請者の補助申請額が予算の採択残額を上回った場合は、残額を補助額とする条件で補助対象事業者として採択する。

また、次点の事業申請者が複数となった場合の配分方法については別途定めることとする。